

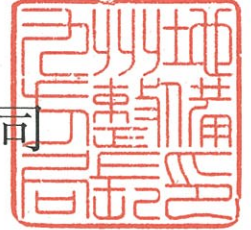


国九整 丘 建産許第 94 号
平成28年11月16日

正晃 (株)

印 正哉 殿

九州地方整備局長 小平田 浩司



一般 建設業の許可について (通知)

平成 28 年 7 月 28 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、福岡県知事 に係る許可については、建設業法第 9 条第 1 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可 (般 - 28) 第 26425 号
許可の有効期間	平成 28 年 11 月 16 日から 平成 33 年 11 月 15 日まで
建設業の種類	
内装仕上工事業	機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 33 年 10 月 16 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)